

「令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験」に関する募集実施要領

本要領は、都心中心部への自動車流入の抑制を図ることを目的とした取組みの一つである「フリンジパーキング」の利用拡大を図る社会実験を実施するにあたり、関係者と連携し、社会実験に取り組む駐車場事業者を募集するため、留意すべき事項を定めたもの。

1. 趣旨

福岡市では、公共交通との結節性が高い都心周辺部の駐車場を活用し、都心中心部への自動車流入抑制を図るフリンジパーキングを実施しているが、この度、官民連携による社会実験として、インパクトのある料金設定による広報展開を図るとともに、利用動向やニーズを把握するなど効果検証を行うことで、更なる利用者の増加や参画する駐車場事業者の拡大につなげる取組みを実施することとし、当該実験に協力していただく駐車場事業者を募集するもの。

【フリンジパーキングの仕組み】

公共交通との結節性が高い都心周辺部の駐車場を活用し、駐車場利用料金の割引や片道乗車券の提供などをインセンティブとして、周辺駐車場への利用転換を促進する取組み。

福岡市観光案内所（天神地区）または博多駅総合案内所（博多駅地区）で割引処理を行うと、駐車場利用料金を割引。また、利用特典として、帰りのバス・地下鉄片道乗車券を提供。

2. 社会実験の概要

更なる利用者の増加や参画する駐車場事業者の拡大を目的に、以下の社会実験を実施。

- ・インパクトのあるフリンジパーキングの利用料金設定（300 円/12 時間） による広報を展開し、更なる利用拡大を図る。
- ・アンケート調査等により、利用動向やニーズを把握するなど効果検証を行い、更なる利用者の増加や参画する駐車場事業者の拡大につなげる。
- ・フリンジパーキングの利用者に対し、バス・地下鉄の片道乗車券を提供。

【今回の社会実験の役割分担】

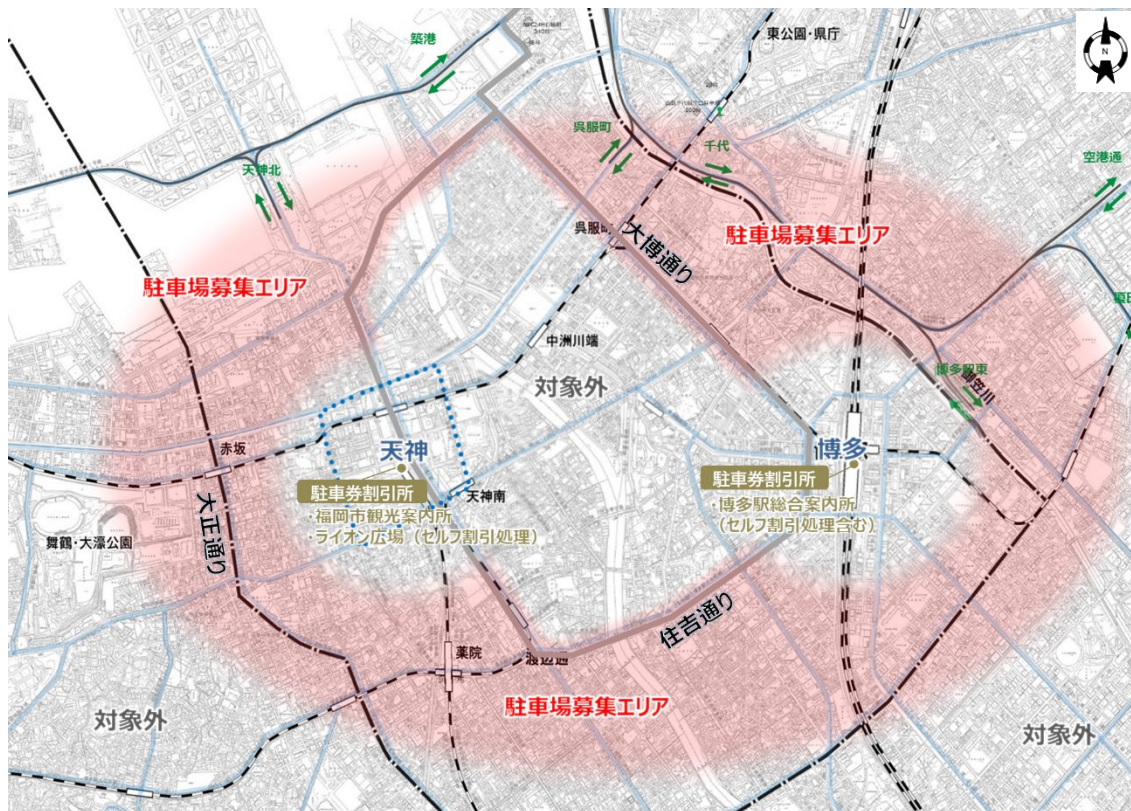
	役割
駐車場事業者	・割引料金（300 円/12 時間）での空き駐車マスの提供 ・効果検証への協力 ・広報や利用促進への協力
交通事業者	・乗車人数分の片道乗車券（西鉄バス・地下鉄）の無償提供
エリアマネジメント団体	・案内所にて割引処理や片道乗車券の配布 ・効果検証（市と共同で実施） ・広報や利用促進（市と共同で実施）
市	・現行の利用料金 500 円/12 時間との差額 200 円の負担 ・効果検証 ・広報や利用促進

3. 事業期間

開始時期 : 協定締結の日
終了時期 : 社会実験開始から 6 か月 (予定)

4. 募集対象となるエリア及び駐車場

(1) 対象エリア



※エリア境界に隣接する区画については、個別協議の上、対象とするかの判断を行う。

(2) 対象駐車場

以下の要件を全て満たす駐車場

(a) 一定規模 (50 台程度) 以上の駐車場

※下回る場合においても、利用状況を踏まえ個別協議にて判断

(b) 入庫から任意の 12 時間、または、駐車場が指定する 12 時間 (例: 7:00~19:00) において駐車場利用料金を割引可能なこと

※対象日は、全日・平日のみ・土日祝のみなど指定曜日を選択可

(c) 天神地区は福岡市観光案内所及びライオン広場 (セルフ割引処理機)、博多駅地区は博多駅観光案内所 (セルフ割引処理機含む) に設置する駐車場券の割引処理を行う機器 (以下、「割引処理機」という。) にて処理可能なこと

※既存の割引処理機で対応できない場合は、個別協議にて判断

(参考) 設置している割引処理機

- ・ 天神地区
 - ①メーカー: アマノ株式会社、型番: AR100
 - ②メーカー: 株式会社富士ダイナミクス、型番: TP-360
- ・ 博多駅地区
 - ①メーカー: アマノ株式会社、型番: AR100

5. 業務内容

別紙1「令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験に係る仕様書」のとおり

6. 参加資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この募集に参加することはできない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 対象エリアにおいて、駐車場の運営を行っていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (4) この募集の開始の日から事業者決定の日（応募がなかったときは、この募集の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

【競争入札参加資格停止措置及び排除措置一覧 URL】

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/contract_04.html

- (5) この募集の開始日から事業者決定の日（応募がなかったときは、この募集の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (6) 市町村税を滞納していない者であること。
- (7) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (9) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※なお、事業者を選定された場合であっても協定締結までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、協定締結の相手方としないことがある。

7. スケジュール

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年7月 1日（火） |
| (2) 質問書提出締切 | 7月10日（木）17時まで |
| (3) 参加申請書提出締切 | 7月31日（木）17時まで |
| (4) 事業者決定及び通知 | 8月中旬 予定 |
| (5) 協定締結 | 9月上旬 予定 |
| (6) 社会実験開始 | 10月上旬 予定 |

8. 質問書の提出

- (1) 提出締切
令和7年7月10日（木）17時まで
- (2) 提出先
「17. 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

様式第2号「質問書」により、電子メールにて提出すること。その際、提出した旨、電話にて連絡をすること。

(4) 質問への回答

質問に対する回答は、質問書受付後、順次福岡市ホームページに掲載する。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/others.html>

9. 参加申請書の提出

(1) 提出締切

令和7年7月31日(木)17時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「17. 提出先及び問い合わせ先」を参照のこと。

(3) 提出方法

(4)に記載の提出書類について、原本を郵送もしくは持参にて提出すること。なお、郵送する場合は特定記録または簡易書留とすること。

(4) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの募集の開始日又は参加申請期限日が含まれている者にあつては、③～⑨の提出を免除する。(③～⑤は、協定締結日までに提出することも可とする。)

① 募集参加申請書(様式第1-1号)

② エントリーシート(様式第1-2号)

③ 登記事項証明書

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 本市内に本店または支店・営業所等を有する者については、本市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式第1-3号)

注) この募集に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式第1-3号により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式第1-4号)

注) 様式第1-4号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧ 役員名簿（様式第 1－5 号）

注）様式第 1－5 号に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注）この情報は、本市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。

注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨ 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注）直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

10. 結果の通知

応募があった駐車場の中から、社会実験の趣旨と要件を満たす駐車場を選定する。

結果については、令和 7 年 8 月中旬（予定）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。なお、結果に関する質問は一切回答しない。

11. 市負担金

市負担金については、福岡市フリンジパーキング社会実験に必要な経費（消費税込み）として、社会実験の開始時及び終了時における精算機改修費、また、フリンジパーキングの利用料金を 500 円/12 時間から 300 円/12 時間へ値下げする際の差額を想定し、予算の範囲内で市長が決定し交付する。なお、精算機改修費（社会実験の前後）については、駐車場 1 箇所にあたり 200,000 円を限度とする。

【上限額】 令和 7 年度：23,773,000 円（消費税及び地方消費税額含む）

12. 提出書類の取扱い

（1）書類提出後の内容変更は認めない。

ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

（2）提出書類は返却しない。

（3）提出書類は、選定事務に必要な場合複製することがある。

（4）選考された応募は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。

（5）提出書類は、福岡市情報公開条例第 7 条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など）を除き、公開の対象となる。

13. 失格要件

条件を満たさない場合、提出書類に虚偽があった場合、または事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

14. 参加辞退

参加申請書提出後に辞退する場合は、令和 7 年 7 月 28 日（月）17 時までに「17. 提出先及び問い合わせ先」へ辞退届（様式第 3 号）を郵送（必着）または持参で提出すること。なお、すでに受理した書類は返却しない。

15. 協定書等の締結

決定後、事業者は、福岡市や関係者等と別紙2「令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験に関する確認書（案）」を取り交わすとともに、福岡市と別紙3「令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験に関する協定書（案）」を締結し、市負担金の交付申請を提出すること。

16. 留意事項

- (1) 参加申請にかかる一切の費用は、参加事業者が負担するものとする。
- (2) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止とする。

17. 提出先及び問い合わせ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市住宅都市みどり局都心創生部都心交通課（福岡市役所本庁舎4階）

TEL：092-733-5405（直通）

メールアドレス：toshinkotsu.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

18. 添付資料

- ・別紙1 令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験に係る仕様書
- ・別紙2 令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験に関する確認書（案）
- ・別紙3 令和7年度 福岡市フリンジパーキング社会実験に関する協定書（案）
- ・様式第1－1号 募集参加申請書
- ・様式第1－2号 エントリーシート
- ・様式第1－3号 委任状
- ・様式第1－4号 誓約書
- ・様式第1－5号 役員名簿
- ・様式第2号 質問書
- ・様式第3号 辞退届